

町業務及び町主催行事等の開催に関する対処方針（2021.5.7）

▶基本方針

社会経済活動や生命、財産に直接影響を及ぼさない活動については原則中止または延期とする。

▶対処期間（4月25日～5月31日）→ 期間の延長（近畿圏内に緊急事態宣言が発令されている間を目安とする）

*近畿圏内の緊急事態宣言発令状況を踏まえ変更する場合がある

▶行事イベント等の開催制限

- ・町主催の行事イベント等については上記期間中は原則中止延期する。
- ・中止延期が困難な場合は、感染防止対策を示したうえで本部長（本部長不在の場合は副本部長）の開催許可を得ること。
- ・共催については、町の方針を踏まえ、開催可否について協議をおこなうこと。

▶施設の利用条件について

- ・不特定多数の往来が見込まれる施設利用については原則閉館とすること。
- ・指定管理先については、開館・閉館についての協議を踏まえ、最終判断は管理者がおこなう。